

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

渡邊 知行

- 一、はじめに
- 二、本件訴訟における除斥期間論
- 三、除斥期間の起算点
- 四、除斥期間の適用制限
- 五、おわりに

一、はじめに

集団予防接種において、かつてディスプレイ注射器が使用される以前には、同一の注射筒・針が、交換されることなく数人に連続して使用されることが行われていた。B 型肝炎ウイルス感染者に接種するに際して使用した注射針・筒が、連続して使用された場合には、B 型肝炎ウイルスには強い感染力があるために、当該被接種者は、ほぼ確実に B 型肝炎ウイルスに感染することになる。

平成元年 6 月 30 日、札幌地裁において、かつて集団予防接種を受け、B 型肝炎ウイルスに感染した X₁～X₅ は、当該予防接種は機関委任事務として地方公共団体の長によって実施されているので、国に対して、国家賠償法 1 条に基づいて損害賠償を請求する訴訟を提起した。

X らは、注射針または注射筒を連続使用する方法で、ツベルクリン反応

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

検査、BCG 接種、インフルエンザ、ジフテリア、百日咳等の予防接種を、乳幼児期を通じて多数回受けてきた (X_1 が 14 回、 X_2 が 25 回、 X_3 が 20 回、 X_4 が 10 回、 X_5 が 2 回)。

後に X らは、検診や献血に際して乳幼児期に B 型肝炎ウイルスに感染したことが判明した。提訴時に、 $X_1 \sim X_4$ は B 型肝炎に罹患しており、 X_4 は控訴審係属中に死亡した。

平成 12 年 3 月 29 日、札幌地裁は、次のように因果関係について判示して X らの請求を棄却した¹⁾。

このような集団予防接種は、「一般に、原告らに対し B 型肝炎ウイルスの感染をもたらす可能性があったことは否定し難いものというべきである」。

因果関係が認定されるには、「高度の蓋然性」要件（最判昭和 50 年 10 月 24 日民集 29 卷 9 号 1417 頁（東大ルンバール事件））が充足されることで足りるが、「単なる可能性に止まるものでは足りないというべきである」。

「原告らの B 型肝炎ウイルスの感染については、注射針の連続使用がなされた本件集団予防接種が相当程度有力な要因であることは否定し難い」。

とはいえ、肝炎感染対策が不徹底であった、昭和 45 ないし 46 年以前においては、「一般の医療機関での医療行為によっても、B 型肝炎ウイルスの感染力の強さからみて、想像を越える感染経路が存在し得るものと考えられ、そのため、B 型肝炎ウイルスの感染が生じ得る危険性は相当程度あったものというべきである」し、また、対人的な接触による感染、家庭内での感染の可能性もある。

「B 型肝炎が集団発生した場合、その感染経路を医学的に解明できた例はごく少なく、その多くについては感染原因は不明とせざるを得ないことが認められる」。

したがって、「医学的に明確な因果関係を積極的に認定することは困難といわざるを得ない」、と。

原告側は、この判決を不服として控訴した。

札幌高裁は、次のように判示して、予防接種と肝炎ウイルス感染との因果関係について肯定した（札幌高判平成16年1月16日判時1861号46頁）²⁾。

「①いずれの控訴人についても、同控訴人らがB型肝炎ウイルスに感染したのはそれぞれが本件各集団予防接種を受けた時期に対応する乳児期から小児期（6歳ころ）までであり、複数の本件各集団予防接種のうち、いずれの予防接種に対応するかは具体的に確定できないものの、控訴人ら主張の不法行為（原因）とその結果との間に大枠ではあるが疫学的観点からの時間的關係において因果関係を認め得る事実関係にあること、②本件各集団予防接種がいずれも一般人においてB型肝炎ウイルス感染の危険性を覚えることを客観的に排除し得ない状況で実施されたこと及び控訴人らのB型肝炎ウイルスの原因として考えられる他の具体的な原因が見当たらないこと、すなわち、本件各集団予防接種の場所、方法等については、いずれも具体的な事実が証明されているのに対し、被控訴人が指摘する控訴人らの本件各集団予防接種以外の原因に基づく感染の可能性をいうところの事由は、その時期・場所・方法等が抽象的であったり、感染の可能性という意味が、積極的な感染の蓋然性を必ずしも肯定し得ない、換言すれば感染の可能性を排斥しきれないといった消極的な意味における可能性を認め得るにとどまるものであり、他の原因を排斥し又は他の原因との比較において優勢にあると認めるに足りる具体的可能性を伴わないものであることに照らすと、本件各集団予防接種と控訴人らの各B型肝炎ウイルス感染との間に因果関係を肯定するのが相当である。」と。

原審は予防接種による感染が「単なる可能性に止まる」と認定して、因果関係が認定される「高度の蓋然性」要件が充足されないものと解したのに対して、控訴審判決は、他原因による感染の可能性が「他の原因を排斥し又は他の原因との比較において優勢にあると認めるに足りる具体的可能

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

性を伴わない」程度のものであるので、この要件が充足されていると判断したものと解される。

しかし、本件控訴審判決は、 X_1 及び X_2 について請求を棄却している。 X_1 らの損害償請求権は、本件訴訟提起時に民法 724 条後段が規定する除斥期間を経過していたと判断したためである。

そこで、本稿では、まず本件訴訟におけるこの期間制限に関する争点と判旨を一瞥して、問題点を明らかにし、それらの問題点について考察することにした。

二、本件訴訟における除斥期間論

本件訴訟の控訴審において、平成 10 年 12 月 24 日、Y は、原告のうち 4 名 ($X_1 \sim X_4$) の損害賠償請求権について、提訴された平成元年 6 月 30 日には、民法 724 条後段が規定する除斥期間を経過したものと主張した。これに対して、 X_1 らは、Y の主張は時機に遅れた攻撃防御方法（民訴 157 条 1 項）として却下されるべきであると主張したうえで、当該期間を経過していないと反論した。

本判決は、 X_1 及び X_2 について、当該期間を経過したと判断して請求を棄却し、他方、 X_3 及び X_4 について、当該期間を経過していないと判断して請求を認容した。

本項では、当該期間の経過に関する当事者の主張と判旨を一瞥し、その問題点について整理することにする。

1. 被告の主張³⁾

Y は、民法 724 条後段の期間制限が除斥期間であることを前提として、次のように主張した。

X_1 及び X_2 について、「各予防接種を受けた日から、そのすべてについ

て20年以上経過した後に本件訴訟を提起した。

「X₃については20件の予防接種のうち12件、X₄については11件の予防接種のうち9件が本件訴訟提起時までに20年を経過した。したがって、仮に、同各予防接種のいずれかに起因する損害賠償請求権が発生したとしても、それらについては除斥期間の経過により消滅した。

他方、X₃の受けた予防接種のうち残りの8件、X₄の受けた予防接種のうち残りの4件に基づく損害賠償請求権は除斥期間を経過していないことになるところ、X₃らの請求する損害賠償請求が認容されるためには、除斥期間経過前の予防接種によってB型肝炎に罹患したことを立証しなければならない。

ところで、B型肝炎ウイルス感染は一度感染が成立すると二度と感染しない関係にあることから、除斥期間経過後の予防接種によるB型肝炎ウイルス感染と、経過前のそれとは、一方が肯定されれば他方は否定される関係にあるところ、X₃らは、除斥期間経過前と経過後の予防接種について同程度の感染の危険性があることを前提とする抽象的立証を行うにとどまり、除斥期間経過前の予防接種によってB型肝炎に罹患したこと、すなわち、同罹患が除斥期間経過後の予防接種に起因するものではないことについて何ら立証していない。」よって、「X₃らは、除斥期間経過後の予防接種によってB型肝炎に罹患した可能性が除斥期間経過前のそれと同程度であることを自認しているのに等しく、到底、除斥期間経過前の予防接種によってB型肝炎に罹患したことが高度の蓋然性をもって証明されたとはいえない」、と。

2. 原告の主張⁴⁾

Yの主張に対して、Xらは次のように反論した。

「民法724条後段に定める20年の期間については除斥期間でなく、時効期間と解すべきである。仮に同期間を除斥期間であると解するにしても、

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

その形式的な適用によって、著しく正義・公平の理念に反する事態を生じさせる場合には、適用が排除されるべきである。

本件は、X₁らが、Y によって社会防衛の観点から強制的に行われた予防接種により生じた被害の賠償を、様々な困難を乗り越えて求めている事案であり、単に 20 年の経過という形式的理由だけでその請求権の行使を排斥することは、まさに著しく正義・公平の理念に反する場合に該当する。」

B 型肝炎ウイルスの感染による本件被害は、「感染原因たる予防接種時にそのすべてが一時に発生するものではなく」、「無症候性キャリアの状態から肝炎の発症、肝硬変、肝癌への進行に伴い拡大されるという特質をもつ。このような場合には、損害の発生、拡大に応じて、その除斥期間の始期も判断されるべきであり、それこそが不法行為制度の基本理念である正義・公平の観念に合致する」、と。

3. 判旨⁵⁾

「控訴人らが受けた本件各集団予防接種のうちから、B 型肝炎ウイルスに感染した接種行為及び接種時期を個別に特定することはできないところ、本件のようにいずれも乳幼児期に接種され、かつ、その最初から最後までいずれについても感染の可能性が肯定される場合には、その最後の時期を除斥期間の始期とするのが相当である。すなわち、不法行為における損害賠償の制度は損害の填補及び公平な分担を図る制度であるから、紛争関係が長期間不安定となるのを防止する除斥期間の始期についての解釈、適用においても、請求者（被害者）の不能の証明を強いるのは相当でなく、本件のように一定の感染可能期間が想定され、その間における加害行為たり得る各予防接種がいずれも被控訴人が主導する伝染病予防行政上の一群のものとして捉えることができ、その一群の加害行為の一部と損害発生との間の個別特定の因果関係の証明が困難で、かつ、そうした困難性につい

て被害者である上記控訴人らの責めに帰するべき事由が見当たらない場合においては、その最終期をもって除斥期間の始期と解しても、除斥期間の制度趣旨が損なわれることはないし、損害の公平な分担という不法行為法の理念に反しないと解する」。

「除斥期間の始期について損害の発生・拡大等を要件とすることは、除斥期間の本来の機能を損なうものであって相当ではない」。

4. 問題点

当事者の主張に照らせば、民法724条後段が規定する長期期間制限について、次のような問題点があるといえる。

第一に、この長期期間制限は、除斥期間であるのか、あるいは消滅時効であるのか、という点である。

この期間制限について、立法者は、消滅時効であると解していたが⁶⁾、通説は、724条前段が短期消滅時効を規定するのに対して、権利関係の安定を図るべく、除斥期間であると解してきた⁷⁾。下級審判例は、消滅時効と解するものと除斥期間と解するものとに分かれていた⁸⁾。

そのなかで、不発弾処理によって負傷した者が国に対して損害賠償を請求した事案である最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁（以下に「最判平成元年」と記す。）は、除斥期間であると判示した⁹⁾。その後の判例は、除斥期間であることを前提として、本条の適用の当否を判断している。

そこで、Yは、「最判平成元年」に基づいて、原告らの一部が除斥期間経過後に提訴したと主張しているのに対して、Xらは、まずこの期間制限が消滅時効であると反論している。

「最判平成元年」によれば、除斥期間を規定する本条は、「被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの」であり、Xらから信義則違反ない

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

し権利濫用の主張ができないものと解されている¹⁰⁾。

これに対して、この期間制限について、上述した立法趣旨、比較法的考察、公益性が小さいことなどから、消滅時効であると解する見解が有力に主張された¹¹⁾。この消滅時効説によれば、援用がなされてはじめて賠償請求権が消滅することになり、諸般の事情に照らして時効援用が援用権の濫用に当たるか否か判断されうることになる。

この判例準則が定立されるまで、予防接種禍訴訟など下級審判例には、当該期間制限を消滅時効であると解したうえで、被告による時効援用が権利濫用に当たるとして、原告の損害賠償請求を認容したものもある¹²⁾。

[最判平成元年] の原審は、この期間制限を消滅時効と解したうえで、被告による援用が権利濫用に当たるものと解した¹³⁾。その後、原告の損害賠償請求権について、不法行為責任と契約責任とが競合する事案で、不法行為による損害賠償請求は、除斥期間を経過したとして否定されたのに対して、安全配慮義務違反による損害賠償請求は、被告による消滅時効の援用が権利濫用に当たるとして認められたものもある¹⁴⁾。

また、消滅時効説による判例には、損害発生時をその起算点とする傾向がある¹⁵⁾。

X らは、消滅時効説を採用する明確な理由を示していないが、おそらく期間制限を経過したという形式的な判断で請求が棄却されることを避けるために、[最判平成元年] によって確立された判例準則に反しても、敢えて冒頭にこのような主張をしたものと思われる。

しかし、本判決は、当該期間制限について、[最判平成元年] を引用して、X らの主張する消滅時効説に全く触れることなく、除斥期間であることを前提として、以下の論点について判断を進めている。

第二に、この長期期間制限の起算点である。

Y は、各別の予防接種について不法行為が成立し、肝炎感染の原因となった予防接種の時から 20 年を経過することによって、損害賠償請求権が

消滅すると主張した。実施された予防接種について除斥期間を経過していないものと経過したものが並存する原告については、肝炎感染が除斥期間を経過していない予防接種によることを証明できないならば、除斥期間経過によって損害賠償請求権を失っていると主張した。

これに対して X らは、肝臓疾患の発生、拡大に応じて期間の始期を判断すべきであると反論した。

本判決は、Y が主張するように加害行為がなされた時を起算点と解したが、「一群の加害行為の一部と損害発生との間の個別特定の因果関係の証明が困難で、かつ、そうした困難性について被害者である上記 X らの責めに帰すべき事由が見当たらない場合においては」、各々の予防接種が感染の原因となった可能性があるので、最後に予防接種がなされた時期を除斥期間の始期を解した。そして、損害発生時を起算点と解する X らの主張を、法律関係を早期に確定させるという除斥期間の性質から退けた。

第三に、本件事案でこの長期期間制限の適用を制限すべきか否か、という点である。

Y による除斥期間経過の主張に対して、X らは、「正義・公平の理念に反する事態を生じさせる場合には」本条は適用されず、「社会防衛の観点から強制的に行われた予防接種」による損害賠償を「様々な困難を乗り越えて」請求する本件事案は、本条が適用されない事案に該当するものと反論した。

本判決は、この適用制限の当否について全く論じることなく、X らの主張は退けられている。

本稿では、本条の期間制限について、[最判平成元年]以降の判例では除斥期間と解することが確立されているので、除斥期間であることを前提として、これらの問題点のうち、起算点及び適用制限を中心に以下では考察を進めることにする。

三、除斥期間の起算点

民法 724 条後段は、その起算点について「不法行為ノ時」と規定している。

本項では、この起算点について、まず判例や学説の動向を一瞥し、それを踏まえて本件事案についていかなる適用をすべきか考察することにした。

1. 判例・学説の動向

民法 724 条後段の「不法行為ノ時」の意味として、通説は加害行為時であると解し¹⁶⁾、これに対して、不法行為の成立要件が充足された時、即ち損害発生時であると解する見解が有力に主張されていた¹⁷⁾。

鉱業法 115 条、大気汚染防止法 25 条の 4、及び水質汚濁防止法 20 条の 3 は、長期期間制限の起算点を「損害の発生の時」と規定する。被害者は、有害物質が体内に蓄積されたり、有害物質に曝露されてから長期の期間を経過して疾患を発症することも多いからである。

判例は、724 条後段の期間制限の起算点について加害行為時と解する傾向にあったが¹⁸⁾、労働の現場で有害物質に継続的に曝露され長期の期間経過後に症状が現れる労災事案には、長期期間制限を消滅時効と解したうえで、原告らによる権利行使が可能となった損害発生時をその起算点として原告の救済を図ったものもあった¹⁹⁾。

[最判平成元年] は、不発弾処理中に負傷事故が発生した事案で、「事故発生日」即ち加害行為時を起算点と解した²⁰⁾。事故発生とともに損害が発生したものであり、起算点をいずれと解するかで結論が異なるものではない。

製造物責任法 5 条は、除斥期間について、1 項後段で「製造業者等が当該製造物を引き渡した時から 10 年」とするも、2 項で「身体に蓄積した場合

に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する」と規定する。製造物の欠陥による損害には、使用開始後一定の期間において予想外の損害を生じるものがあり、製造物が引き渡されてから10年を経過して損害を生じた場合に、被害者保護の面から必ずしも適当でないと考えからである²¹⁾。

その後、この起算点について、原告による権利行使可能性を確保するために、通説のいうように加害行為時を原則としつつ、労災事案などで長期間の経過後損害が発生する事案においては、損害発生時と解する見解が有力に主張され²²⁾、加害行為時ではなく損害発生時と解する見解が主流になりつつある²³⁾。

本判決の後に、最高裁において、蓄積性の人身損害や遅発性の人身損害について、除斥期間は、損害が発生した時から起算されるという準則が定立された。

まず、じん肺労災訴訟の上告審である最判平成16年4月27日判時1860号34頁は、次のように判示した²⁴⁾。

「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為ノ時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けること

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

を予期すべきであると考えられるからである。」

「じん肺は、肺胞内に取り込まれた粉じんが、長期間にわたり線維増殖性変化を進行させ、じん肺結節等の病変を生じさせるものであって、粉じんへの暴露が終わった後、相当長期間経過後に発症することも少なくないのであるから、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生の時が除斥期間の起算点となる」、と。

次いで、水俣病関西訴訟の上告審である最判平成 16 年 10 月 15 日は、起算点についてこの判例準則を踏襲して、次のように判示した。

「本件患者のそれぞれが水俣湾周辺地域から他の地域へ転居した時点が各自についての加害行為が終了した時であるが、水俣病患者の中には、潜伏期間のある遅発性水俣病が存在すること、遅発性水俣病の患者においては、水俣湾又はその周辺海域の魚介類の摂取を中止してから 4 年以内に水俣病の症状が客観的に現れることなど」から、「上記転居から遅くとも 4 年を経過した時点が本件における除斥期間の起算点になる」、と。

2. 本件事案における起算点

予防接種によって乳幼児期に B 型肝炎ウイルスに感染すると、ウイルスキャリアとなり、長期間の経過後に肝炎を発症するに至ることがある。

本件事案の原告には、肝炎を発症した者 ($X_1 \sim X_4$) とウイルスキャリアである者 (X_5) がいる。

本判決は、肝炎ウイルス感染を損害として捉え、ウイルスキャリアとなって潜伏期間を経て肝炎を発症することを感染後の症状が悪化したものにすぎないと解している。そのために、除斥期間の起算点を確定するに当たって、肝炎ウイルス感染の原因となった予防接種を特定することが困難であることについて考慮しているのに、予防接種によって直ちにウイルス感染するので肝炎発症までの潜伏期間について考慮することがないのである。

しかし、次のようにみれば、ウイルスキャリアと肝炎発症とは、連続性

があるが、損害の性質を異にしており、別個の損害と捉えることができる。

肝炎ウイルスキャリアは、必ずしも肝炎発症に至るとはいえず、肝炎を発症するまでは何らの病状も有しない。検診や献血などで、ウイルス感染が判明すると、将来的に肝炎を発症する危険があることを知り、定期的な検査を余儀なくされるばかりか、将来肝炎を発症する不安に悩まされたり、社会的な差別や偏見に苦しむなど重大な精神的苦痛を負うことになる。

これに対して、肝炎を発症した患者は、症状の悪化を抑えるために治療費を支出し、症状が重篤になれば就業が困難になり、肝硬変から肝癌へと移行し死亡に至ることもある。予防接種によってウイルスに感染しキャリアとなっても、肝炎を発症するには長期の潜伏期間が存在するのである。

上述した判例準則によるならば、肝炎ウイルスキャリアに関する損害賠償請求権については、予防接種がなされた時が除斥期間の起算点とされることとなるが、肝炎発症に関する損害賠償請求権については、予防接種即ち加害行為がなされてから損害が発生するまでに長期の潜伏期間が存在するものであり、損害発生時である肝炎発症時がその起算点とされることになる。

本件では、 X_1 は昭和61年10月頃、 X_2 は昭和59年8月頃、 X_3 は昭和61年9月頃、 X_4 は昭和60年3月頃、B型肝炎を発症する症状を呈したという事実が認定されているので、本件訴訟の原告らで除斥期間を経過して提訴した者は存在しないといえる²⁵⁾。

四、除斥期間の適用制限

長期間制限について、消滅時効と解するならば、予防接種禍訴訟などかつての判例のように、形式的に時効が完成していても、諸般の事情によっては時効を援用することが信義則違反ないし権利濫用に該当するものと

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

解する余地がある。

ところが、上述したように、[最判平成元年]は、この期間制限を除斥期間であるとしたうえで、原告による「信義則違反または権利濫用の主張は、主張自体失当」であると解した。

これに対して、この判例評釈等において、[最判平成元年]のように解しても、裁判所による除斥期間の適用に際して信義則違反ないし権利濫用が問題となる余地がないということとはできないと批判された²⁶⁾。

本項では、本条の適用制限に関する判例・学説について考察し、本件訴訟でいかなる解決を図ることが妥当であるのか検討していくことにする²⁷⁾。

1. 判例・学説の動向

[最判平成元年]の後、水俣病訴訟判決は、この期間制限が除斥期間であると解したうえで、除斥期間経過後に提訴した原告の損害賠償請求を認容した²⁸⁾。

東京地判平成4年2月7日判時臨増平成4年4月25日号3頁は、この除斥期間は、加害者に法的地位の安定を図ることが主たる目的であるので、加害者はその利益を放棄することは可能であり、積極的に放棄する意思を有している場合には、適用されるべきではない、とした²⁹⁾。そして、水俣病紛争は第一次的に行政認定を通じて解決され、原告らはその認定を棄却された者であるという事情のもとで、被告が期間経過を主張しないのは、その利益を積極的に放棄する意思によるものであると解した³⁰⁾。

また、京都地判平成5年11月26日判時1476号3頁は、「加害者と被害者間の具体的な事情からみて、加害者をして除斥期間の定めによる保護を与えることが相当でない特段の事情がある場合」に、被告(国及び熊本県)が除斥期間経過を主張することは権利濫用に当たるとした³¹⁾。そして、原告らは補償協定による救済を期待していたために訴訟提起が遅れ、その「遅延の主たる原因は被告国及び県らによる水俣病の行政認定業務の遅延

にあること」、及び、原告らが偏見・差別を覚悟して損害賠償を請求することは容易でなかったことに照らせば、原告に訴訟の遅延について帰責事由がなく、また、「広範な環境汚染に起因する水俣病においては、国民の福利増進の責務を担う国又は地方自治体においてこそ、その被害の実態や被害の拡大状況等において積極的に調査説明すべき」で、その十分な能力があるので、防御方法を講じることが著しく困難になるものではないとして、被告らによる除斥期間経過の主張が権利濫用に当たるものと解した³²⁾。

石松教授は、[最判平成元年]後の判例・学説、さらにドイツの判例の分析を通じて、除斥期間が経過した場合に信義則・権利濫用が適用される事案を類型化された³³⁾。①債務者の悪意によって除斥期間の経過が促進された場合（悪意型）、②債務者の容態によって除斥期間経過後の債務の履行を期待させられた場合（帰責型）、及び③除斥期間経過が止むを得ない事情で生じ、権利消滅が債務者にとって著しく正義・公平に反して公共性にも反する場合（客観的利益調整型）、である³⁴⁾。

このような状況のなかで、予防接種禍訴訟に関する最判平成10年6月12日民集52巻4号1087頁（以下では[最判平成10年]と記す。）は、一定の要件のもとでは724条後段の適用が制限されるものと解した³⁵⁾。

原告は、予防接種を原因として、その7日後にけいれん等を発症し、その後、高度の精神障害、知能障害等を有する状態にあった。原告は、予防接種から20年を経過した昭和47年11月20日、意思能力を欠く状態で後見人を有しておらず、訴訟を提起することができなかった。本件訴訟が提起された後、原告は、昭和59年10月19日に禁治産宣告を受け、その後見人に就職した親が、弁護士に訴訟委任をし、同年11月1日に訴状を提出して損害賠償請求権を行使した。

原審である東京高判平成4年12月18日判時1445号3頁は、724条後段の除斥期間を経過したものとして、原告の請求を棄却した³⁶⁾。

原告がこれを不服として上告したところ、最高裁は、次のように判示し

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

て原告の上告を認容した³⁷⁾。

「民法 158 条は、時効の期間満了前 6 箇月内において未成年者又は禁治産者が法定代理人を有しなかったときは、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から 6 箇月内は時効は完成しない旨を規定しているところ、その趣旨は、無能力者は法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、無能力者が法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは無能力者に酷であるとして、これを保護するところにある」。

民法 724 条後段について、「字義どおりに解すれば、不法行為の被害者が不法行為の時から 20 年を経過する前 6 箇月内において心神喪失の常況にあるのに後見人を有しない場合には、右 20 年を経過する前に右不法行為による損害賠償請求権を行使することができないまま、右請求権が消滅することとなる。

しかし、これによれば、その心神喪失の常況が当該不法行為に起因する場合であっても、被害者は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に 20 年を経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、20 年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得ない。そうすると、少なくとも右のような場合にあっては、当該被害者を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法 724 条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである。

したがって、不法行為の被害者が不法行為の時から 20 年を経過する前 6 箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から 6 箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法 158 条の法意に照らし、同法 724 条後

段の効果は生じない」と。

ところで、[最判平成10年]に先立って、同様に予防接種禍の事案である大阪高判平成6年3月16日判時1500号15頁は、民法724条後段について民法158条が類推適用される旨判示していた³⁸⁾。

これに対して、この判決は、「正義・公平の理念」や「条理」に基づいて、「民法158条の法意」に照らして、民法724条後段の適用を制限したものである。

この判決によれば、724条後段の適用が制限される要件は、①被告の行為が原因で原告による権利行使が困難であること、及び②権利行使が可能になった時から速やかにその権利を行使したことであるといえる。158条が想定するように、被害者が意思無能力である場合に限られるものではない。

戦後補償に関する下級審判例において、[最判平成10年]以前は、724条後段が形式的に適用されて原告による損害賠償請求が認められなかったが³⁹⁾、本判決の後、この判例準則に基づいて724条後段の適用制限の当否について判断されている。

東京高判平成12年12月6日判時1744号48頁は、軍人に暴行を受けたフィリピン人女性による国に対する損害賠償請求について、[最判平成10年]の準則が適用される範囲を最も狭く解して、原告の請求を棄却した。この判例準則は、民法158条が定める極めて限定された事実関係においてその「期間内で権利行使をすることを許容したものであり、被害が甚大であること、あるいは権利行使が困難であることを理由として除斥期間の延長を容認するものではなく、そのようなことは除斥期間を定めた民法の趣旨に反する」という⁴⁰⁾。

しかし、上述したように、この判例準則の要件は民法158条が規定する事実関係に限定して適用されるものではないと解されることから、この判決による適用制限の判断は狭きに失するものといえよう。

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

その後、東京地判平成 13 年 7 月 12 日判タ 1067 号 119 頁は、中国から強制連行され逃走を余儀なくされた者による国に対する損害賠償請求について、「被告は、自らの行った強制連行、強制労働に由来し、しかも自らが救済義務を怠った結果生じた原告の 13 年間にわたる逃走という事態につき、自らの手でそのことを明らかにする資料を作成し、いったんは原告に対する賠償要求に応じる機会があったにもかかわらず、結果的にその資料の存在を無視し、調査すら行わずに放置して、これを怠った」として、被告による除斥期間経過の主張を退けて、原告の請求を認容した⁴¹⁾。

また、福岡地判平成 14 年 4 月 26 日判時 1809 号 111 頁は、中国から強制連行された労働者らによる炭鉱経営会社に対する損害賠償請求について、次のように判示して、被告による除斥期間経過の主張を退けて、原告の請求を認容している⁴²⁾。

日中共同声明で中国政府が日本に対して損害賠償請求権を放棄した旨の条項が、「民間人の損害賠償請求権を含むか否かについては、中国国内でも議論があったことなどの事情を考慮すると、被告らにより、原告らの権利行使を著しく困難にする状況が作り出されていたのであるから、原告らが平成 12 年又は平成 13 年になって初めて本件訴訟を提起するに至ったこともやむを得ない」、と。

他方で、広島高判平成 16 年 7 月 9 日判時 1865 号 62 頁は、中国から強制連行された労働者らによる建設会社に対する損害賠償請求について、「日中間に国交がなかったことや中国の法制度上日本への渡航が不可能であったことに原因するものであり、被控訴人の不法行為に直接原因する」のではないなどとして、不法行為に基づく原告らの請求を棄却した⁴³⁾。

724 条後段の適用が制限される第一の要件について、正義・公平の観点から、上述した石松教授の見解のほか、[最判平成 10 年]の準則よりも広く解する見解が有力である。権利関係の安定よりも優越する私益的要素があると認められる場合には、本条の適用を制限すべきであると解されるか

らである⁴⁴⁾。

[最判平成10年]の反対意見として、河合判事は、「権利の不行使について義務者の側に責むべき事由があり、当該不法行為の内容や結果、双方の社会的・経済的地位や能力、その他当該事情における諸般の事情を併せ考慮」して、公平に反すると判断される場合には、権利者に損害賠償請求権の行使を認めるべきである、と主張されていた⁴⁵⁾。

また、松本教授は、「権利不行使につき〈権利の上に眠る者〉との評価が妥当せず、義務の不履行が明白で時の経過による〈攻撃防御・採証上の困難〉がなく、権利の性質や加害者や被害者の関係などから、時の経過の一事によって権利を消滅させる〈公益性〉に乏しい場合には」、本条の適用を制限すべきである、という⁴⁶⁾。

そもそも、本条の期間制限は、加害者の法的地位の安定を図ることを主たる目的としており、本条の適用が制限される事案を、被告の加害行為が原因で権利行使ができない場合に限る必要性は乏しいであろう。加害者と被害者との関係を巡る諸般の事情を考慮して、当事者の公平に反するような場合には、本条の適用を制限するのが妥当なのではないか。

実際に、本条の適用を制限するに当たって、前掲東京地判平成13年7月12日は、被害の重大性を考慮しているし⁴⁷⁾、前掲福岡地判平成14年4月26日は、被告が戦時中から戦後を通じて強制労働によって利益を得ていることをも考慮しているのである⁴⁸⁾。

前掲広島高判平成16年7月9日も安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求に対する時効援用は権利濫用に当たると解している⁴⁹⁾。その理由として、原告らに重大な被害を与えて長期間にわたって経済的に困窮させたこと、及び、被告による不適切な資料作成や事実調査によって原告らに情報が不十分であり、被告が態度を明確にせず補償交渉を継続したために訴訟提起が遅延したことを挙げている。

これらは、被告が時効を援用するに不適切であるだけでなく、当事者間

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

の公平の観点から除斥期間の効果を制限する事由に該当するものと解されよう。

[最判平成 10 年] の準則の第二の要件として、被害者は、権利行使が可能となったならば速やかに権利行使をする必要がある。まず権利行使が可能となった時期を確定して、被害者による権利行使が困難である事情に応じて、その事情に対応する時効に関する規定などに照らして、いかなる期間に権利行使がなされるべきか判断すべきである。

[最判平成 10 年] がいうように、民法 158 条は、後見人が就任していない意思無能力者が提訴するなど時効期間の進行を中断することは困難であるので、後見人の就任によって本人のために権利行使がなされることが現実に可能になり、その時から 6 ヶ月経過するまで消滅時効の完成を停止したものである。この趣旨によれば、[最判平成 10 年] のように除斥期間の適用制限についても同様に解するのが妥当であろう。

前掲広島高判平成 16 年 7 月 9 日は、原告らは中華人民共和国公民出入境管理法が施行された昭和 61 年には権利行使が可能となったにもかかわらずその 12 年後に提訴しており、この第二の要件も充足されないと解している⁵⁰⁾。このような法律が制定されたことで直ちに原告らによる損害賠償請求が現実に可能となるものとは思われず、前掲福岡地判平成 14 年 4 月 26 日がいうように日中共同声明によって権利行使が妨げられないということを認識できたか否か、実際に日本入国して提訴することが容易であったか否かなどの事情も考慮する必要があるのではないか。

2. 予防接種肝炎訴訟における適用制限

本件原告らは、連続注射による予防接種を通じて B 型肝炎ウイルスに感染している。

三で考察したように、本件の原告らは全て提訴時に除斥期間を経過していないと解される。しかし、被害者らのなかには、予防接種から 20 年を経

過後、検診や献血などで自らが肝炎ウイルスキャリアであるとはじめて認識する者も存在すると思われるので、本件事案にとってこの点を論じることが重要である。

予防接種を実施した国は、1953年に連続注射による肝炎感染を警告したWHO報告書などが存在していたにもかかわらず、連続注射を続けながら、肝炎ウイルス感染の危険を国民に一切知らせず、報告制度や検査制度などを創設することもしてこなかった。集団予防接種における肝炎感染の危険を国民に知らせ、検査等を実施すれば、患者らは自らの肝炎ウイルス感染を知ることができたはずである。現在に至っても、国は、連続注射による集団予防接種が肝炎ウイルス感染の原因であることを認めていないのである。

このような事実には照らせば、本件事案は、被告が実施した予防接種によって、さらにその後の対応を通じて原告らの権利行使が困難になっているといえるので、[最判平成10年]の準則における第一の要件を充足している。

ところで、かつて予防接種禍訴訟において、名古屋地判昭和60年10月31日判時1175号3頁は、724条後段の期間制限を消滅時効であると解したうえで、次のように被告の時効援用が権利濫用に当たると解した⁵¹⁾。

「伝染病予防という公共の福祉のためとして、一定の割合でいわば犠牲者が発生することを認識しつつ敢て全国一律に強制されてきたものであること、被害者側に過失その他の帰責事由が存しないこと」、損害発生は被害者にとどまらず、その両親に介護による多大な経済的肉体的負担を負わせて家庭崩壊も稀ではないこと、「他方その余の大多数の国民はその予防接種によって伝染病の蔓延を免れ、健康を享受していること」などという事態のもとでは、「被害者の救済は全国民すなわち被告国の責務でなければならず、単に時間が経過したとの一事をもって被告がその義務を免れるとするのは著しく正義に反し、到底許容できない」、という。

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

本件での損害は、予防接種による後遺症ではなく肝炎感染であるが、生命・身体にかかわる重大なものであり、この判決が判示した事由は、本件にも妥当して当事者の公平に照らして除斥期間の効果を制限する要素となるといえよう。

それでは、肝炎ウイルス感染に関して損害賠償請求権について、[最判平成 10 年]による準則の第二の要件が充足されるには、いかなる時期からいかなる期間に権利が行使されることが必要であろうか。

本件で被害者が権利を行使できないのは、肝炎ウイルス感染の事実即ち損害が自らに発生していることを認識できず、また感染の事実を知ってもその原因について直ちに認識できないために加害者を特定できないからである。

民法 724 条前段は、客観的に損害賠償請求権が発生していても、被害者が加害者や損害を知らなければ権利を行使することができないので、被害者がその双方を知った時を起算点として短期消滅時効を規定したのである。

よって、民法 724 条前段の法意に照らして、自らが予防接種による肝炎ウイルス感染の疑いを認識できた時から 3 年以内に損害賠償請求権を行使すべきであるものと解される⁵²⁾。

五、おわりに

本稿では、これまで民法 724 条後段が規定する長期期間制限について、確立された最高裁の判例に従って除斥期間であることを前提として、予防接種肝炎訴訟におけるその起算点や適用制限について論じてきた。

本条が規定する期間制限は、当事者の法律関係を確定させることを目的としている。不法行為では取引関係者の地位の安定は問題となりえないので、これによって利益を受けるのは加害者であることはいうまでもない。

この期間制限で保護される公益は、裁判所を採証困難な事案から解放し

て訴訟コストの節減を図ることが考えられよう。しかし、不法行為訴訟において、原告が、長期間が経過して因果関係や損害などを証明する証拠を十分に収集して提出できないならば、敗訴することになるのであり、このような訴訟が頻繁に提起されて訴訟経済に反する事態が起きることはそもそも考えられないであろう。

したがって、この期間制限は、主として当事者の利害関係のみにかかわるものであるといえ、私益に優越する公益が存しないのであるから、前段と同様に消滅時効と解するのが合理的ともいえる⁵³⁾。

上述したように、判例には、この期間制限を除外期間と解したうえで、被告による期間経過の主張が権利濫用に当たると解したり、被告が期間経過の利益を放棄したものと解したのものもある。

さらに、予防接種禍訴訟において前掲大阪地判平成6年3月16日は、行政に対する給付申請を裁判外の権利行使として、あるいは行政給付を債務の承認に準じる行為として、損害賠償請求権が保存されたと解している⁵⁴⁾。また、水俣病訴訟において大阪高判平成13年4月27日判時1761号3頁も、原告らによる行政認定の申請について同様に解している⁵⁵⁾。

これらの判例によれば、本条の期間制限は、除外期間と称しても、その効果は消滅時効と何ら変わらないのである。それどころか、行政に対する権利行使が中断事由とされる点では、消滅時効よりも広く中断事由が認められているのである。

本条が主として当事者の私益に関わるものである以上、裁判所が職権で本条を適用し、その適用にあたって制限すべき事由があるか否か判断するのでなく、当事者の主張に基づいて裁判所がその当否を判断するのが合理的であろう。実際に、これまでの判例において、当事者が本条に関して全く主張をしていないにもかかわらず、裁判所が職権で除外期間の経過の有無やその適用制限の当否について判断してきたのではない。被告が除外期間の経過を主張し、原告が起算点や適用制限などを巡って反論したことに

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

対して、裁判所が判断してきたのである。

[最判平成 10 年]における反対意見として、河合判事は消滅時効説を支持しながらも次のようにいう⁵⁶⁾。「除斥期間を定めたものとしても、義務者がその利益を受けることを制限する方法があり得ることは近時の学説が明らかにしているところである。したがって、本件において除斥期間説と時効説のいずれが正しいかを決する必要はなく、相当ではない」と。

期間内の権利行使による権利の保存、期間経過による利益を受けることの放棄などを巡る問題についても、同様のことがいえるであろう。

本件における被害者原告は 5 名のみであるが、わが国における肝炎患者は 200 万ないし 300 万人と推定されており、そのなかで予防接種によって肝炎ウイルスに感染した者は、相当な数になるといわれている。

[最判平成元年]の後に、予防接種に関わる事案だけでなく、戦後補償、水俣病、労災、ハンセン病など、従来の学説が考慮していなかった多くの社会問題における被害者の損害賠償請求において、民法 724 条後段の期間制限を巡って争われている。

これまでみてきたように、判例は、この除斥期間についてむしろ消滅時効に準じる解釈を通じて当事者の公平を図ってきた。今後は、期間の性質論にこだわることなく、当事者間の公平に資するようにその適用の当否が判断されて、合理的な判断基準が集積されていくことが望まれよう。

註

- 1) 本判決は公刊されていない。拙稿「予防接種 B 型肝炎訴訟における因果関係の認定」現代法学 2 号 3 頁以下 (2001) 参照。
- 2) 判時 1861 号 72~80 頁。
- 3) 判時 1861 号 71~72 頁。
- 4) 判時 1861 号 72 頁。

- 5) 判時 1861 号 83 頁。
- 6) 前田達明『民法Ⅵ 2 (不法行為法)』392～93 頁 (青林書院、1980)、徳本伸一「損害賠償請求権の時効」星野英一編『民法講座 6』703 頁以下 (有斐閣、1985)、内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』117 頁以下 (成文堂、1993) など。
- 7) 吾妻光俊「私法に於ける時効制度の意義」法協 48 卷 2 号 230-31 頁 (1930)、加藤一郎『不法行為 [増補版]』263 頁 (有斐閣、1974)、四宮和夫『不法行為』651 頁 (青林書院、1987) など。学説史について、内池・前掲注 (6) 255 頁以下。
- 8) 内池・前掲注 (6) 181 頁以下、石松勉「民法 724 条後段の 20 年の期間制限に関する判例研究序説 (1)」岡山商大法学論叢 2 号 49 頁以下 (1994)、「同 (2)」3 号 111 頁以下 (1995)。
- 9) 判例評釈として、半田吉信・民商 103 卷 1 号 131 頁、副田隆重・法セ 430 号 114 頁、三輪佳久・民事研修 395 号 24 頁、采女博文・鹿児島大学法学論集 26 卷 2 号 161 頁 (1990)、大村敦志・法協 108 卷 12 号 2124 頁、内池慶四郎・私法判例リマークス 2 号 78 頁、松久三四彦・ジュリ 957 号 109 頁、判例セレクト'90 27 頁、徳本伸一・判評 393 号 188 頁、河野信夫・曹時 43 卷 7 号 1579 頁、柳澤秀吉・名城法学 41 卷 1 号 155 頁 (1991)、飯村俊明・判タ 790 号 98 頁、拙稿・名法 169 号 569 頁 (1992)。
- 10) 民集 43 卷 12 号 2213 頁。
- 11) 徳本伸一「民法七二四条における長期二〇年の期間制限の性質について」金沢法学 27 卷 1・2 合併号 250 頁以下 (1985)、内池・前掲注 (6) 181 頁以下、松久三四彦「民法 724 条の構造」星野古稀『日本民法学の形成と課題 (下)』1021 頁以下 (有斐閣、1996)、松本克美『時効と正義』226 頁以下 (日本評論社、2002)、半田・前掲注 (8) 135 頁以下、采女・前掲注 (8) 168 頁以下、柳澤・前掲注 (8) 179 頁以下、田口文夫「不法行為にもとづく損害賠償請求権と長期の期間制限 (2)」専修法学論集 58 号 43 頁以下 (1993)。これらに疑問を呈する除斥期間説として、石松勉「民法 724 条後段の 20 年の期間制限に関する判例研究序説 (3・完)」岡山商大法学論叢 4 号 107 頁以下 (1996) など。折衷説として、新美育文「不法行為損害賠償請求権の期間制限 (2・完)」法時 55 卷 5 号 109～10 頁 (1983)。拙稿・前掲注 (9) 573～77 頁で、消

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

滅時効説によることを論じた。

- 12) 名古屋地判昭和 60 年 10 月 31 日判時 1175 号 3 頁、大阪地判昭和 62 年 9 月 30 日判時 1255 号 45 頁。
- 13) 原審では、事実と反する被害調査書が作成されたこと、原告が県庁の係員などに被害の救済を訴えても要領を得ずにたらい回しにされたことから、被告による時効援用が信義則違反ないし権利濫用に当たるものと判断された。民集 43 卷 12 号 2247～48 頁。
- 14) 福島地いわき支判平成 2 年 2 月 28 日判時 1344 号 53 頁（じん肺労災訴訟）、広島高判平成 16 年 7 月 9 日判時 1865 号 62 頁（戦時中に中国から強制連行された労働者が建設会社に損害賠償を請求した事案）。
- 15) 労災事案として、東京地判昭和 56 年 9 月 28 日判時 1017 号 34 頁（クロム曝露）、宮崎地延岡支判昭和 58 年 3 月 23 日判時 1072 号 18 頁（砒素中毒）、札幌地判昭和 61 年 3 月 19 日判時 1197 号 1 頁（クロム曝露）。これらに対して、724 条後段の期間制限を除斥期間であると解する前橋地判昭和 60 年 11 月 12 日判時 1172 号 15 頁（じん肺）や前掲注（14）福島地いわき支判平成 2 年 2 月 28 日は、その起算点を不法行為時であると解している。
- 16) 加藤・前掲注（7）263 頁など。
- 17) 石田穰・高木ほか編『民法講義 6』390 頁（有斐閣、1977）、四宮・前掲注（7）651 頁、半田・前掲注（9）148～50 頁、采女・前掲注（9）167～68 頁。消滅時効説から、内池・前掲注（6）303 頁以下。拙稿・前掲注（9）577～78 頁でも、損害発生時説によることを論じた。
- 18) 東京高判昭和 53 年 12 月 18 日判タ 378 号 99 頁など。
- 19) 前掲注（15）参照。判時 1017 号 252 頁、判時 1072 号 92～93 頁、判時 1197 号 290～91 頁。
- 20) 民集 43 卷 12 号 2213 頁。
- 21) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説製造物責任法』122 頁以下（商事法務研究会、1994）。
- 22) 平井宜雄『債権各論 II 不法行為』170 頁（弘文堂、1992）、石松勉「民法 724 条にいう『不法行為ノ時』の意義」岡山商大法学論叢 5 号 117 頁以下（1997）。
- 23) 内池・前掲注（6）303 頁以下、松本・前掲注（11）183 頁以下、潮見佳男

- 『不法行為法』298～99頁（信山社、1999）、吉村良一『不法行為法 [第2版]』169頁（有斐閣、2000）、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為 [第3版]』276～77頁（有斐閣、2001）など。
- 24) 判時1860号40～41頁。
- 25) 判時1861号49～50頁。
- 26) 大村・前掲注(9)2131頁以下、半田・前掲注(9)153～54頁、采女・前掲注(9)185頁以下。
- 27) 松久三四彦「不法行為賠償請求権の長期消滅規定と除斥期間」法時72巻11号41頁以下(2000)参照。
- 28) 判例を詳細に分析したものとして、石松・前掲注(11)83頁以下、手塚一郎「民法724条の法的性質(2)(3)(4)」法研論集103号310頁以下、104号222頁以下(2002)、107号251頁以下(2003)。
- 29) 判時臨増平成4年4月25日号221頁。同旨、大阪高判平成13年4月27日判時1761号24～25頁。
- 30) 判時臨増平成4年4月25日号221～22頁。
- 31) 判時1476号112頁。
- 32) 判時1476号112頁。
- 33) 石松勉「除斥期間の経過と信義則に関する一考察」岡山商大法学論叢1号53頁以下(1993)。
- 34) 石松・前掲注(33)108頁以下。
- 35) 本件評釈として、春日通良・ジュリ1142号90頁(1998)、永谷典雄・民事研修497号50頁、吉村良一・法教219号56頁(1998)、松本克美・法時70巻11号93頁、内田博久・ひろば52巻9号56頁、大塚直・ジュリ1157号82頁、渡辺博之・高千穂論叢33巻3号82頁、徳本伸一・判例セレクト'9820頁、半田吉信・判評481号187頁、石松勉・岡山商大論叢35巻1号183頁、前田陽一・判タ995号59頁、河本晶子・判タ1005号100頁、松村弓彦・NBL674号69頁、橋本恭宏・金判1057号57頁(1999)、内池慶四郎・法学研究73巻2号198頁(2000)、春日通良・曹時53巻5号258頁、大塚直・民法判例百選II(第5版)210頁(2001)。
- 36) 判時1445号124頁。
- 37) 民集52巻4号1092～93頁。

予防接種 B 型肝炎訴訟における除斥期間

- 38) 判時 1500 号 131～32 頁
- 39) 東京高判平成 8 年 8 月 7 日訟月 43 卷 7 号 1610 頁（原審である東京地判平成 7 年 7 月 27 日判時 1563 号 124～25 頁を引用）、東京地判平成 9 年 12 月 10 日判タ 988 号 254 頁、東京地判平成 10 年 7 月 16 日判タ 1046 号 272～73 頁など。戦後補償に関する判例について、吉田邦彦「在日外国人問題と時効法学・戦後補償 (1)～(3) ——いわゆる『強制連行・労働』問題の民法的考察」ジュリ 1214 号 60 頁以下、1215 号 164 頁以下、1216 号 119 頁以下 (2001～02) 参照。
- 40) 判時 1744 号 60 頁。同旨、名古屋高金沢支判平成 10 年 12 月 21 日判タ 1046 号 166 頁。
- 41) 判タ 1067 号 148～49 頁。
- 42) 判時 1809 号 138 頁。
- 43) 判時 1865 号 81 頁。第一審も、ほぼ同じ理由で、原告らの請求を棄却した。広島地判平成 14 年 7 月 9 日判タ 1110 号 295 号 99 頁。
- 44) 潮見・前掲注 (23) 296～97 頁 (信山社、1999)。
- 45) 民集 52 卷 4 号 1094 頁。
- 46) 松本・前掲注 (11) 364～66 頁、405～06 頁。判例を分析して具体的な要件を提示するものとして、原田綾「不法行為損害賠償請求権の期間制限について (3・完)」法研論集 96 号 239 頁以下 (2000)。
- 47) 判タ 1067 号 149 頁。
- 48) 判時 1809 号 138 頁。
- 49) 判時 1865 号 89 頁。原審は、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効の援用権濫用についても否定していた。広島地判平成 14 年 7 月 9 日判タ 1110 号 301～02 頁。
- 50) 判時 1865 号 81～82 頁。
- 51) 判時 1175 号 157 頁。同旨、大阪地判昭和 62 年 9 月 30 日判時 1255 号 157 頁。
- 52) 竹野巖生「724 条後段の期間制限と例外的判断」ジュニア・リサーチ・ジャーナル 7 号 61 頁以下参照 (2000)。
- 53) 新井敦志「除斥期間考——『速やかな権利行使』『公益性』に関して」高島古稀『民法学の新たな展開』110～11 頁 (成文堂、1993)、半田・前掲注

- (35) 191頁参照。
- 54) 判時1500号132～33頁。
- 55) 判時1761号25～26頁。
- 56) 民集52卷4号1097～98頁。

